

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第254号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 質問事案の概要

1 公文書公開請求

令和5年6月21日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「○○市○○町○○林地開発許可に関する書類全部及び国定公園区域の解除を含む関係書類全部 ○○農林、○○保健所、県土○○、グリーン社会推進課、環境管理課」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和5年7月5日、実施機関は、本件請求に対して、公開請求に係る公文書を保有していないとして、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和5年7月10日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 質問

令和6年8月26日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき質問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には「県の枉法行為を確認した為」と記載されている。

2 審査請求の理由

審査請求書には「他の環境管理及び農林、保健所の公開決定をしているのに、特別地域等における（室戸阿南公園の違反行為を指導監とくする課が、拒否をするのはおかしいので出せ」と記載されている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の内容及び理由は、おおむね次

のとおりである。

1 公文書公開請求の内容について

「国定公園」は、国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって、自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第2項の規定により環境大臣が指定するものであり、徳島県内においては、「剣山国定公園」と「室戸阿南海岸国定公園」の2つがそれぞれ国定公園として指定されている。

本件請求については、審査請求人が「○○市○○町○○」の区域について、自然公園法に基づき指定された「室戸阿南海岸国定公園」の特別地域等に該当すると考え、自然公園法に基づく指定、許可及び届出等に関する申請書や許可書等の公文書を対象として本件請求を行ったものと思料する。なお、本件請求における「国定公園区域の解除」とは、「国定公園の区域から外す・区域変更」ではなく、「国定公園内における開発等の制限、規制の解除」を意味していることについて、南部総合県民局保健福祉環境部（○○）が、令和5年6月22日に審査請求人に電話で確認している。

2 公文書公開請求拒否決定処分について

自然公園法に基づき指定された「室戸阿南海岸国定公園」の特別地域等における同法に基づく許可及び届出については、徳島県事務決裁規程（昭和42年徳島県訓令第160号）第11条の規定に基づく別表第7（総合県民局の長の専決事項）第10の8により、南部総合県民局長の専決事項とされている。

したがって、実施機関は、当該事務を所管しておらず、もとより本件請求の対象となる公文書を取得又は作成すべき所属ではないことから、本件請求の対象となる公文書を保有していない。

以上により、条例第12条第3項の規定に基づき本件処分を行ったものである。

3 審査請求人の主張について

なお、「○○市○○町○○」の区域については、自然公園法に基づき指定された「室戸阿南海岸国定公園」の特別地域等に該当しないことを申し添える。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
エラー! 参照元が見つかりません。	諮詢
令和7年8月26日 第1部会（第26回）	審議
同年 9月26日 第1部会（第27回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、実施機関が保有する〇〇市〇〇町〇〇地区における林地開発許可並びに同地区の国定公園内における行為の許可及び届出に関する公文書のうち、南部総合県民局農林水産部<〇〇>、保健福祉環境部<〇〇>及び県土整備部<〇〇>並びにグリーン社会推進課及び環境管理課において保有するものの公開を求めるものである。

実施機関は、本件請求に係る公文書のうち、〇〇市〇〇町〇〇地区の国定公園内における行為の許可及び届出に関する公文書（以下「本件公文書」という。）を特定し、当該公文書をグリーン社会推進課においては保有していないとして、本件処分を行っている。

これに対し、審査請求人は、他の課が公開しているのにグリーン社会推進課が拒否するのはおかしいと主張していることから、本件請求に係る公文書の保有の有無について以下検討する。

2 公文書の保有の有無について

環境省大臣官房環境影響評価課が提供する「環境アセスメントデータベース」(<https://eadas.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>)によると、〇〇市〇〇町〇〇地区は室戸阿南海岸国定公園の区域には含まれていないことが認められる。

そうすると、同地区は自然公園法の規制を受けないものであるから、同法に基づく行為の許可及び届出の余地はないこととなる。

したがって、本件公文書を保有していないとの実施機関の説明には、特に不合理な点はない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
泉 純	行政書士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	
戸田 順也	弁護士	